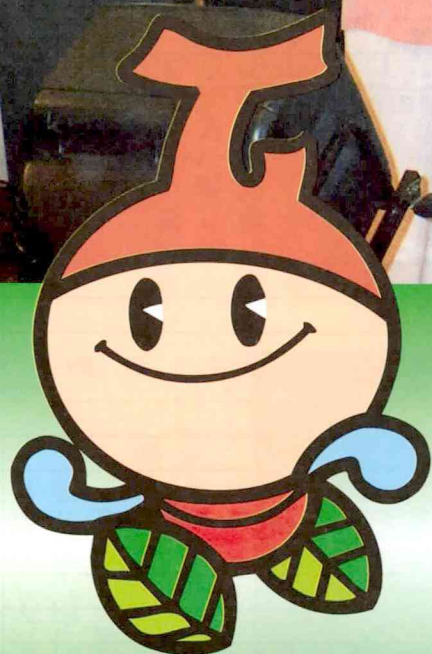




でんじろ

No 549 7月号

平成11年7月8日発行



「田代は、私達の
心のふるさとです。」

(近畿田代会のひとこま…)

ぼく“でんじろ”です

田代町役場企画管財課編集

肝属郡田代町麓827番地1

田代町行政組織機構

町長 前之園 良輝
助役 中 原 強一
収入役 上 田 鐵朗
教育長 津 曲 實雄

新任担当

平成11年7月1日現在

〈町長事務局〉

課	課長	係長	職員
総務課	門前正二	主幹兼庶務係長 西迫秋美	藤崎みづえ
		財政第一係長 安田憲次	
		財政第二係長 窪和人	
		消防交通係長	鶴田明
企画管財課	田代凱洋	企画係長	猪鹿倉勝志 中野好太郎 上吹越寿次
		主幹兼管財係長 川前郁夫	
税務課	小牧三郎	賦課第一係長 鶴園健郎	川路洋志(国保)
		賦課第二係長	中島裕二 袖山仁志
		主幹 山脇幸夫	
		地籍調査係長	篠原稔
民生課	毛下久男	主幹兼町民係長 柿迫隆志	松尾いずみ
		介護保険係長 橋口達郎	
		福祉係長 表木愛忠	川路昭典
		年金係長 南園直子	
		保健衛生係長	馬場満博 永濱あけみ(保健婦) 吉迫奈央(保健婦)
		国民健康保険係長 舞原利博	坂口美智代
建設課	山下常男	管理係長	栗脇明浩
		主幹 落司孝文	
		工務第一係長 田中弘朗	
		主幹兼工務第二係長 下萩一海	松尾洋一
経済課	原澤幸朗	水道係長	舞原千昭
		主幹兼農政係長 榎本雄二	馬庭司
		農林業構造改善係長 富尾俊一	宮園守
		林務係長	福山敏史
		主幹 坂元博美	
		生産振興係長 小鷹敬志郎	
		農地開発係長 大寺和久	

〈収入役室〉

	会計係長	大庭裕子 水流瑞穂
--	------	-----------

〈議会及び行政委員会事務局〉

事務局	事務局長	係長	職員
議 会	舞原悦朗	次長	大浦地 毅
		総務係長	宮原賢志 鶴田美由紀
		指導主事 出水澤孝洋	
		社会教育主幹 南園高樹	
教育委員会	総務課長 山下敏郎	社会教育係長 兼 久永公人(派)	荒木義文
		社会教育主事	
農業委員会	日高公	次長 柿内恵理子	
監査委員会	舞原悦朗(兼)	次長	大浦地 毅(兼)
選挙管理委員会	書記長 門前正二(兼)	主任書記 西迫秋美(兼)	安田憲次(兼) 窪和人(兼) 鶴田明(兼)

〈施設〉

施設名	職員
老人福祉センター	所長 毛下久男(兼) 橋口達郎(兼) 社会福祉協議会事務局 牧原幸一 田尻盛秀 福留トミ子 古殿美弥子 松葉ふみ子
給食センター	所長 山下敏郎(兼) 宮原賢志(兼) 新村あけみ 柳田里美
田代小学校	渡辺久代
大原小学校	今村喜代美
田代中学校	
大原中学校	中野浅子

新収入役に上田鐵朗氏
就任される



前山元利夫収入役の逝去に伴い、空席になっていた収入役の選任が六月議会で全会一致を以って同意され、前経済課長の上田鐵朗氏が七月一日から新収入役として就任されました。

就任のあいさつ

つゆ明けも近づき、いよいよ真夏でございますが、町民の皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私、職員として三十八年余りの間お世話になりました。さて、このたび町長の推薦をうけ、六月定例議会におきまして、収入役に選任する旨の、ご同意をいただき、七月一日付で就任いたしました。

身にあまる光栄に存じます一方責任の重大に思いを

いたし、身がひきしまる気持ちでいたします。わが田代町は、地域の特色を活かした、自主的、主体的な地域づくりの推進、生活に密着した社会資本の整備、高齢化社会に対応した地域福祉施策の展開等、近づく二十一世紀に、適切に対処して、未来を開く田代町発展のために、浅学菲才な私ではありますが、誠心誠意、全力を尽し、忠実に職務を、果してまいる所存でございますので、皆様方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経歴

昭和35年 鹿屋農業高校卒業
昭和36年 役場事務吏員として採用
昭和60年 教育委員会総務課長
昭和63年 税務課長
平成2年 議会事務局長
平成6年 企画管財課長
平成8年 経済課長
平成11年 収入役に就任

菜園畑の活用で生きがい健康づくり 無人販売所は良質産品の宝庫



良質の野菜類を食卓へ

町内の所々に設置されている無人販売所でありますが、活用状況はいかかなものであろうかと、情報をいただき十一日の早朝に鶴園無人販売所を訪れてみました。

そこには、新鮮野菜をはじめとする、花・たまご・トコロ天など色々な品物が販売されていました。現在会員二十五名のうち十二名の方々が品出しされているようで、毎日品物を切らないように心掛けています。共同で販売する事により、その地区の連帯意識が再認識され仲間意識が拡がり、楽しみが増したそうです。そもそも無人販売所設置の目的は、昔ながらのやり方で、菜園畑で作られた良質の野菜を安価(百円)で販売する事によりそ

れらを欲する人々の気持ちを満たすことでありますが、それよりも大切な事は、物を作る喜びを実感することです。高齢化の進む本町では、人口三、六一七人中65歳以上の人数(高齢化率35・1%)一、二七二人であります。(本当は、この数字を耳にしたら危機感を持つて人口増に取り組みなければ、若い人はどんどんいなくなります。)

この高齢者の方々が、元気で生きがいを持って取り組める仕事としては、昔取った杵柄ではありませんが、昔ながらのやり方で農業を再生させる事です。何も大規模にやる必要はないのです。作りすぎたら近所に分けてあげる位の気持ちで取り組んでみられたらどうですか?

ゲートボールだけを生きがいにするのはもったいないです。老人ばかりで活力の無い町と言われない為に「高齢者が自立して生活できる町」建設の為に取り組んでみて下さい。

分らない所は、お互い助け合いながら仲間といっしょに取り組めば、それが生きがいにつながると信じています。一日一日を有意義に過ごして下さい。

菜園畑の増加と無人販売所を高齢者の元気印にされる事を私達は期待しています。

全国大会出場 田代小剣道スポーツ少年団 田代中学校剣道部



を築いた、濱田竜一教諭（現川内南中学校）の功績は大であるのは皆さんご存じだと思いますが、その教えを元に、生徒・児童達が生懸命努力しています。全国大会で、自分自身の実力を存分に発揮して下さい。

今、新聞・テレビ等の報道では、子供達の非行、学級崩壊といった問題が連日報道されています。しかし、

それらは、結果の報道であって、その事だけを鵜呑みにした対応をしてはいけません。大切な事は、自分、子供の教育（しつけ）が出来るのかという事です。

人まかせ（先生・指導者・役員等）他力本願ではなく、子供は何も知らないのですから、教えてあげなければ、成長していきません。24時間つきつきりで過保護に育てなさいと言う事では

子供の成長の為に 大人が出来る事！

7月28日、29日に、東京都の本武道館で行われる全日本剣道道場連盟主催「全日本少年剣道大会」に、田代中学校剣道部（三年連続出場）と田代小剣道スポーツ少年団（一年ぶり二回目出場）が、鹿児島県大会を勝ち抜き出場します。

田代町の剣道は、歴史は長いようです。ここ最近の好成績の基礎

ありません。生活していく上で、あなたが、「これだけは大切」と思う事を口に出して教えてあげなければ、誰も教えてくれないのです。

今回の剣道とかスポーツその他専門的な事は出来ないかもしれませんが、親や周りの人々が本気で「しつけ」をすれば、現在の様な、非行、学級崩壊は、減少していくのではないのでしょうか。

私達のそばで見かけないのになかなか実感がわかないと思いますが、心掛けていきましょう。選手は次のとおりです。

（田代剣道）

◎監督 水流 洋一
牧原 弘弥 中村 圭志
白桃 大輔 春山 和優
安田 智代 西幸田 武
小川 敬介

（田代中）

◎監督 森 能美
白桃 賢児 下萩 和志
山田 義幸 亀割 陽介
内園 尚人 志知 翔
時吉 洋満

田代町保護司会 よりお知らせ



毎月7月は「社会を明るくする運動」月間です。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次代を担う少年を非行から守り、非行に陥った少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。

現在、田代町内で保護司として活躍されている方々は、次の五名です。

貫横前小富
見原園牧尾
広利良直一
幸美輝子己

児童手当制度のお知らせ

児童手当とは

1 児童手当制度の目的
児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

2 児童手当のしくみ

支給対象
児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の所得）については前々年度の所得が一定額以上の場合は、所得制限により児童手当は支給されません。

児童手当の額

第1子 五、〇〇〇円（月額）
第2子 五、〇〇〇円（月額）
第3子以降 一〇、〇〇〇円（月額）

児童手当の支給月

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の前

年（1月から5月までの月分の所得）については前々年度の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

手続きの方法は

（はじめに行うこと）
児童手当認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、市区町村窓口（公務員の方は勤務先に）「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

なお、転入又は災害などやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求すれば、転入等の日の属する月の翌月分から支給されます。

続けて手当を受ける場合

児童手当現況届
児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

現況届に必要な添付書類等
◆年金加入証明書または申告書
請求者が被用者（サラリーマ

シリーズ

13

たしるで生きる

プロイラー経営に取り組まれて25年目、認定農業者となり、自らの経営を、目標達成のため、具体的にどのように進めるか、意識して動くようになられたとか……。

鶏舎に自動給水機（ニップル）を導入され、鶏に対する管理体制もより充実されました。又、上部地区の営農組合のリーダーとして、労力を提供しながら、地域全体の生産性向上のため、仲間と共に活発に活動されています。

国保運営委員、上部地区営農組合、認定農業者組織等の役員をされ、地域への貢献度が大きい。

能力は一人では磨くことはできない
集団の中で、人は磨かれていく
一人ひとりが地域の農業を担っていく

魅力ある農業、魅力ある地域を創造するには、みんなで……を念頭に……

趣味は飲ん方!!そして、もうひとつのひそかな趣味は、庭木の剪定!!

先日あった、中学校の保護者参観でのこま子供から、父親への要望を、当てるクイズで健司君の要望をびたりあててしまった博美さん!!「人をよんで、のんかたを、あまりしないで下さい」には一同爆笑!!子供煩悩で、愛妻家、奥さんへ語りかけられるときの笑顔は天下一品!!みなさ——ん一度拝見あれ!!

●経営 プロイラー経営

第49回社会を明るくする運動（期間：7月1日～31日）

平成11年度所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当 (万円)	特例給付 (万円)
0人	170.0	361.0
1人	208.0	399.0
2人	246.0	437.0
3人	284.0	475.0
4人	322.0	513.0
5人	360.0	551.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

そせい 応急手当●心肺蘇生法①(人工呼吸)

頭を後ろに反らせて気道を確保

呼吸がなかったら……。こんなとき、救急車が到着するまでに、わたしたちで応急手当を行うことが必要です。応急手当は“命を救う第一歩”。正しい方法を覚えておきましょう。今回は、人工呼吸の方法を紹介します。

注 意

傷病者の状態によって多様な注意点があり、誤った技術の使用はかえって危険を招きます。必ず資格をもつ人のもとで、正しい知識と技術を体得してください。

呼吸がない!

●まずは気道を確保

- ①必ず口の中を見て、異物がないことを確認します。
- ②口を開けるときは指を交差させて、親指を上、他の指を下に人差し指を下の歯に当てて開きます。
- ③異物や分泌物があったら顔を横に向けて、ガーゼやハンカチなどを指に巻き



気道を確保する



息を吹き込む



胸とおなかの動きを見ながら呼吸(はき出す息)を確認する

てかき出します。

- ④人差し指と中指をあごの先に当てて、もう片方の手を額に当てます。
- ⑤あごの先を持ち上げるようにしながら額を静かに押し下げて、頭を後ろに反らせます。
- ⑥呼吸が始まったか確認します。

それでも呼吸しない!

●人工呼吸を開始

- ①額を押さえていた手の親指と人差し指で、鼻をつまみます。
- ②大きく口を開けて空気を吸い込み、そのまま傷病者の口をおおって、2秒くらいかけて胸が軽く膨らむ程度に息を吹き込みます。
- ③吹き込み終わったら口とふさいだ鼻を離します。傷病者の胸とおなかの動きを見ながらはき出される息を頬で感じ取って、気道がきちんと確保されているか確かめます。
- ④人工呼吸は5秒に1回の割合で吹き込みます(成人の場合)。

乳幼児は顔が小さいので、多くの場合は口と鼻から息を吹き込みます。大人と比べ回数も多く、3秒に1回ぐらいのペースで息を吹き込みます。

平成11年7月1日から 平成11年度の臨時特例措置として老人保健制度加入者の皆さんは、医療機関等の窓口で薬剤一部負担金を支払う必要がなくなります。

- 老人保健制度加入者の皆さんが薬剤の支給を受けた場合に医療機関(院外処方せんが発行されたときは、保険薬局)に支払うこととされている薬剤一部負担金は、平成11年7月1日より、国が皆さんに代わって支払うこととなります。

※ ただし、外来の診療に関する一部負担金(1日につき530円)は、従来どおり医療機関へ支払う必要があります。

- 不明な点などがありましたら、役場民生課国保係まで

7月1日(木)
事業所・企業統計調査
商業統計調査
みなさまのご理解とご協力をお願いします

日本経済の
羅針盤



田代町建設技術者協会の方々が、工事等によって、日頃町民の方々に御迷惑をかけているお礼として、町内の空き缶とゴミ拾いを実施されました。



日頃の迷惑を
ボランティアで!

- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ③ 父が法に定める障害の状態(年金の障害等級の1級程度)にある児童
- ② 父が死亡した児童
- ① 父が婚姻を解消した児童

児童扶養手当制度とは

父親のいない児童(父親が重度の障害である場合を含む)の母や、母に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

1. 児童扶養手当を受けることができる人
次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(重度の障害がある場合は20歳未満)を監護している母、又は母に変わってその児童を養育している人に、この手当が支給されます。
2. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
3. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
4. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
5. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
6. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
7. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
8. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
9. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
10. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。
11. 受給者の方が公務員となつたとき
公務員の場合は、勤務先から手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。

7. 受給者の方が同じ市区町村の中で住所が変わったとき又は養育している児童の住所が変わったとき
「住所変更届」を提出してください。
8. 受給者の方又は養育している児童の名前が変わったとき
「氏名変更届」を提出してください。
9. 受給者の方又は養育している児童の住所が変わったとき
「住所変更届」を提出してください。
10. 受給者の方又は養育している児童の住所が変わったとき
「住所変更届」を提出してください。
11. 受給者の方又は養育している児童の住所が変わったとき
「住所変更届」を提出してください。

- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童(父から認知され養育されている児童は除く)
ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。
⑧ 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子寮、保育所、通園施設を除く)や少年院等に入所しているとき。
- ⑨ 国民年金(老齢福祉年金を除く)厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けることができるとき。
- ⑩ 手当を受けようとする母が、結婚の届出はしていないが事実上婚姻状態にある夫がいるとき。
- ⑪ その他

1. 受給者の方が他の市区町村に住所を変えたとき
他の市区町村に住所が変わる場合には、当該市区町村での児童手当の受給資格が消滅し、転出後の市区町村で手当の受給を受けるためには、新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。手続きが遅れますと、受けられる月分の手当が受けられなくなり、ご注意ください。
2. 児童手当の額が増額されるようになる場合
現在、児童手当を受給している方が、出生などの事由により支給の対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」の提出が必要です。
3. 児童手当の額が減額されるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童の一部が年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童が減ったときには、「児童手当額改定届」を提出してください。
4. 児童手当の支給が終わるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童のすべてが年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童がなくなったときには、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。
5. 特例給付の受給者の方が退職したとき
特例給付の受給者が、退職して被用者(サラリーマン等)でなくなった場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなります。
6. 児童手当の額が増額されるようになる場合
現在、児童手当を受給している方が、出生などの事由により支給の対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」の提出が必要です。
7. 児童手当の額が減額されるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童の一部が年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童が減ったときには、「児童手当額改定届」を提出してください。
8. 児童手当の支給が終わるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童のすべてが年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童がなくなったときには、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。
9. 児童手当の額が増額されるようになる場合
現在、児童手当を受給している方が、出生などの事由により支給の対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」の提出が必要です。
10. 児童手当の額が減額されるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童の一部が年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童が減ったときには、「児童手当額改定届」を提出してください。
11. 児童手当の支給が終わるようになる場合
現在、児童手当の支給対象となっていた児童のすべてが年齢要件に該当しなくなった場合(誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合)や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童がなくなったときには、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。



対面式。「今日、1日よろしくお願ひします」

また、閉会式ではお礼の意味をこめて大原中学校の生徒が『あのすばらしい愛をもう一度』を大きな声で歌いました。そして10月の再会を約束しました。

《鹿屋養護学校との交流学習》
5月18日、鹿屋養護学校と大原中学校との交流学習が行われました。
からだあそびや制作活動、ペアにわかれてのゲームなど、楽しく充実した一日を過ごすことができました。

大原中学校

教育だより



イニシャルや日付を入れて今日の記念にねんど板作り。



紙飛行機作り。一番遠くにとんだのはだれかな？



1日とても楽しかったです。
『あのすばらしい愛をもう一度』を大きな声で歌いました。



プラスチック板で、キーホルダーなどを作ってみました。

歯の健康作品「インクル

歯の健康づくりに対する意識や関心を高めることを目的として、町歯の健康啓発部主催で行われました。町内の園児、児童生徒からポスター、標語など多数の応募がありました。入賞作品については、町内各学校、幼稚園で巡回展示されています。

審査結果(特選)

ポスターの部
やなぎたりか(川原保育園)
おがみちひで(田代幼稚園)
ろくたんだあきら(田代幼稚園)
宮園 大輝(田代小1年)
宮園 聖五(田代小1年)
辺志切博人(田代小2年)
白山 智洋(大原小2年)
川前 ちか(大原小3年)
宮園 由美(田代小3年)
池田奈保子(田代小4年)
新村えりな(大原小4年)
川路 歩(田代小5年)
袖山 香織(田代小5年)
四位 太帥(田代小6年)
伊藤 好美(田代小6年)

標語の部

貫見麻由子(田代中1年)
野口 亮二(大原中1年)
内園 尚人(田代中2年)
福留 龍二(大原中2年)
鳥淵 秀一(田代中3年)
野口 愛(大原中3年)

平成11年度「夏の青少年を育てる運動」

次代を担う個性豊かでたくましい青少年を育成することは、県民すべての願いです。しかしながら青少年を取り巻く社会環境の変化は、家庭や地域における教育機能を低下させ、青少年の意識や行動にさまざまな影響を及ぼし、不登校やいじめの増加、さらにはツーショットダイヤル等を介した性的被害の増加などますます複雑、多様化してきています。

そこで、夏休み期間を中心に、県民一人一人が青少年の健全育成についての理解を深め、21世紀を担う心身ともにたくましい青少年を育てようとするのが、本運動の趣旨です。

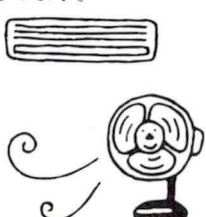
《運動の実施事項》

- (1) 広報、啓発活動の推進
- (2) 「心豊かな青少年を育てる運動」の推進
- (3) 健全な家庭づくりの推進
- (4) 青少年の社会参加活動の促進
- (5) 非行防止と社会環境浄化の推進

扇風機の有効活用

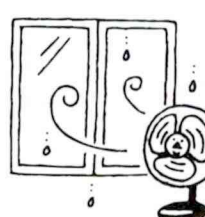
POINT 冷房中はエアコンとの併用で。

下にたまりがちな冷気を扇風機で循環させると、室内の温度ムラが小さくなります。



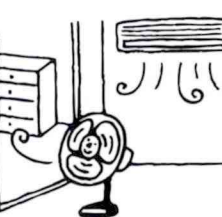
POINT 結露対策に。

密閉性の高い住居では、窓や壁に向けて風を送り、結露を防ぎます。



POINT 送風機として。

エアコンのある部屋から、ない部屋に向かって冷たい空気を送ります。



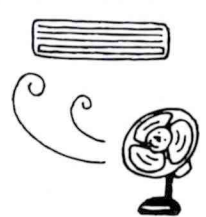
POINT 湿気とり。

押し入やクローゼットの中に向けて空気を送り、湿気を追い出し、コンで除湿します。



POINT 暖房中は暖かい空気の循環に。

暖かい空気は天井付近にたまりがちです。扇風機で空気を循環して温度ムラを少なくしましょう。



3. 手当の支払

認定請求に基づいて支給します。次、住所の市区町村役場へ、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

① 請求者および対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録簿)

② 世帯全員の住民票謄本

③ 対象児童の障害程度についての医師の診断書

④ 療育手帳(A判定)をお持ちの方は診断書を省略できます。(ただし、判定から2年以内のものに限ります)

⑤ 印かん、その他必要な書類

※ 身体障害者手帳でも診断書の省略ができる場合があります。

4. 手当の額(平成11年度)

重度障害児の場合 1人につき月額 51,550円

中度障害児の場合 1人につき月額 34,330円

ただし、請求する人の所得額に応じて、手当が全部停止になる場合があります。

① 請求者および対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録簿)

② 世帯全員の住民票謄本

③ 対象児童の障害程度についての医師の診断書

④ 療育手帳(A判定)をお持ちの方は診断書を省略できます。(ただし、判定から2年以内のものに限ります)

⑤ 印かん、その他必要な書類

※ 身体障害者手帳でも診断書の省略ができる場合があります。

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭医療費助成制度とは母子家庭・父子家庭等の健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、母子家庭・父子家庭等に医療費の助成を行います。

《手続き》
役場民生課福祉係にて次の書類を添えて登録の手続きをして下さい。

① 健康保険証

② 戸籍謄本

③ 世帯全員の住民票

④ 1月2月以降に転入された方は前住所の市町村長の所

得証明書

⑤ 児童扶養手当を受けている方は児童扶養手当の証書

⑥ ひとり親家庭等認定調査

POINT 熱いものを冷やしやすい時に。

料理の下ごしらえや、熱いものを急激に冷ますなどに重宝します。



自治公民館長研修会

6月22日、自治公民館長（小組合長）研修会が開催されました。今年度の社会教育関係事業やふるさと美化活動、さらに公民館活動に関する補償制度について話し合われました。集落のとりまとめ役として日頃から活躍されている小組合長さん方が一同に会する研修会という事で熱心な話し合いが進められました。



熱のこもった話し合い



桑鶴小組合連協長によるあいさつ

岩崎小組合初優勝

6月10日～11日にかけて小組合対抗バレーボール大会が開催されました。今回は17チームの参加があり、2日間にわたる熱戦の結果、岩崎小組合が優勝を飾りました。



優勝した岩崎のみなさん



準優勝した麓住宅のみなさん

祝 県大会優勝

6月6日、鹿児島市で開催された県少年剣道錬成大会において、田代剣道スポーツ少年団の白桃大輔君（田代小六年）が個人戦小学部の部で、見事に優勝を成し遂げました。

また、団体小学校の部で三位、中学校の部で準優勝を遂げ、共に7月28日・29日に東京で開催される全国大会の出場権を獲得しました。

日頃の厳しい練習を耐え抜いての栄冠で、全国大会という晴れの舞台での更なる活躍が期待されます。キバレ、田代の少年剣士！



交通安全の意識をさらに強く！



自転車実技指導



合図と確認を忘れずに

6月12日、大根占町役場駐車場において子ども自転車安全運転競技大会が開催されました。今年は、田代小5チーム、大原小4チームの合わせて、34名の子どもたちが参加しました。緊張感のみならず、子どもたちは、自転車の安全運転に関する学科と実技試験に挑戦しました。わずか二週間の練習期間でしたが、一人一人が意欲的に取り組んだ結果、すばらしい成績を収めることができました。この大会を通して学んだことを生活の中で生かして

（団体の部）
第6位 大原小B
第9位 田代小A
第10位 大原小C

ふれあい学級地域めぐり

去る6月14日から18日にかけて、地域めぐりを根占町、佐多町へ行きました。大浜海岸では、軽石を拾ったり、魚のはねるのを見たり、つり場を見たりして楽しい一日を過ごしました。

また、そうめんを食べてから、学級生とおしの交流も大いに深めることができました。佐多町の葉草園に行つて、教育委員会の説明を聞きました。これから一年間、楽しい学級講座になることでしょう。



ソーメン流しで舌づつみ

講演・シンポジウムのお知らせ

～子どもの無限の可能性を信じて～

ハンディキャップがあってもありのままに暮らせる街づくりを一緒に考えてみませんか？

★日 時：平成11年8月3日（火）
13：00～16：10

★場 所：鹿屋市文化会館

★参加費：無料

一般申し込みの方、先着1,100名様に
入場整理券をお渡しします。

問い合わせ先は、鹿屋保健所まで
TEL43-3121 内線257

主催：鹿屋保健所・鹿屋市

《講演》

「無限の可能性を信じて」

講師 岩元 綾氏 岩元照雄氏

《シンポジウム》

「可能性への支援を考える」

～生き生きと生活するために～

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません

8月の交通事故相談日

8月24日（火曜日）

朝9時30分～昼3時30分

大根占町役場

電話2-0511

富木川九瀬郷
尾下前田戸原
ミイシ 哲正
クッ子 優郎 人
様様様様様様

田代町社会福祉協議会
「篤志寄附金」

住民基本台帳		増		減		前月 対比
		出生	転入	死亡	転出	
男	1,727	1	1	2	6	△6
女	1,888	0	5	2	3	0
計	3,615	1	6	4	9	△6
世帯数	1,427					△2

平成11年6月1日現在

人口のつぎ

近畿田代会

なつかしい仲間達と
ひとときの宴によるやすらぎ



平成11年5月30日（日）

ホテル エコーオーサカに於いて盛大に開催されました。

出席者 201名

月日	当番医	TEL
7月11日	阿久根医院	4-2100
7月18日	黒木内科小児科医院	6-0750
7月20日	肝属郡医師会立病院	2-3111
7月25日	長浜医院	2-0137
8月1日	じょうさいクリニック	4-2977
8月8日	浜畑クリニック	5-2575
8月15日	二川内科胃腸科	2-2033

休日在宅当番医

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

今、都会の人は、田舎を欲しています。求められている「田舎」を暮らしやすい「田舎」にする為の努力もしてみよう。

田代が村だった時、七、七三三人の村民がいた。（昭和33年）

編集途中下車

18